

令和3年第4回大玉村議会定例会会議録

第10日 令和3年9月16日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 斎 藤 信 一	2 番 渡 邊 啓 子	3 番 菊 地 厚 徳
4 番 本 多 保 夫	5 番 松 本 昇	6 番 佐 原 佐 百合
7 番 鈴 木 康 広	8 番 武 田 悦 子	9 番 佐 原 吉 太郎
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 押 山 義 則	12 番 菊 地 利 勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 佐 藤 吉 郎	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住 民 福 祉 部 長 中 沢 武 志	産 業 建 設 部 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 菅 野 昭 裕
教 育 部 長 兼 生 涯 学 習 課 長 作 田 純 一	政 策 推 進 課 長 舘 下 憲 一
税 務 課 長 菊 地 健	住 民 生 活 課 長 安 田 春 好
健 康 福 祉 課 長 後 藤 隆	再 生 復 興 課 長 伊 藤 寿 夫
産 業 課 長 渡 辺 雅 彦	建 設 課 長 杉 原 仁
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 中 沢 み ち 子	教 育 総 務 課 長 橋 本 哲 夫

4. 本会議案件は次のとおりである。

議案審議

質疑・討論・表決

議案第49号 大玉村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第58号 令和3年度大玉村一般会計補正予算について

議案第59号 令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第60号 令和3年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第61号 令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第62号 令和3年度大玉村土地取得特別会計補正予算について

議案第63号 令和3年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第64号 令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第65号 令和3年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第66号 大玉村教育委員会委員の任命について

委員会付託事件（令和2年度歳入歳出決算認定議案）の委員会審査報告

委員会委員長審査報告に対する質疑

議案の討論・表決

議案第５０号から議案第５７号まで

①議案第５０号 令和２年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

②議案第５１号 令和２年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

③議案第５２号 令和２年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

④議案第５３号 令和２年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

⑤議案第５４号 令和２年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

⑥議案第５５号 令和２年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

⑦議案第５６号 令和２年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

⑧議案第５７号 令和２年度大玉村水道事業会計決算認定について

委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決

陳情第４号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書

閉会中の継続調査申出について

（１）議会運営委員会

追加議案審議

議員発議第６号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書について

議員派遣の件について

閉会中の継続調査申出について

（１）総務文教常任委員会

（２）産業厚生常任委員会

５．本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、鈴木真一、藤田良男

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は１２名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） なお、住民福祉部長中沢武志君から、事情により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１、議案第４９号「大玉村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第２、議案第５８号「令和３年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。１０番。

○１０番（須藤軍蔵） ３０ページですけれども、農業振興費関係でありまして、その中の報償費、農業振興公社の設立に向けてのアドバイザーの報償ということでございますが、これ今現在どういう方を念頭にすることを想定しているかということについて、簡単にでいいですからお答えいただきます。

それから、３６ページに行って、消防施設費であります。負担金、補助及び交付金の関係、これ自主防災の組織に対する活動の支援、大変重要なことだと思うんですが、こうしたことの活動というものを通しての、これらについての支援に結びつけていくのかということについて、今後も大事な点だと思うので、こころ辺につい

ての説明をお願いします。

以上です。

○議長（菊地利勝） 産業建設部長。

○産業建設部長兼農業委員会事務局長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

30ページ、農業振興公社設立アドバイザー報償の考え方でございますけれども、現在、農業振興公社につきましては、その組織の形態、法人とするものの社団あるいは財団法人等の内容検討、さらには事業の内容について検討を進めているところでございます。

このアドバイザーにつきましては、発足に向けた準備、それから発足後における運営のシミュレーション、そういったことを行うために、県を通じて県農業会議あるいは県の公社から紹介を受けまして、これらに対しての知見のある方、これらの方のサポートを受けて進めていくという考え方でございます。

以上であります。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

補正予算書、36ページから37ページにかけての消防施設費、消防施設の整備に要する経費の節18、負担金、補助及び交付金にございます自主防災組織活動支援事業補助金、こちらの支援内容についてのご質問でございます。

こちらにつきましては、4つの事業につきまして、4つの活動につきまして支援を行ってまいりたいと考えております。1つ目につきましては、防災用資機材の整備、こういったことに助成を行ってまいりたい。2つ目につきましては、自主防災組織の活動、防災訓練ですとか、または避難誘導板設置、そういったものの組織の実践的な活動につきまして、それに要する経費を支援してまいりたいと考えております。3つ目につきましては、自主防災組織の研修等の活動、防災組織自体が研修会を開催したり、また、ほかの研修会に参加して防災知識を高めるといった活動に対しまして支援をしてまいりたいというものでございます。4つ目につきましては、自主防災組織の設立活動につきまして、設立の準備に係る経費、会議の消耗品ですとか、設立に向けての研修会の開催、そういったものに係る経費につきまして助成してまいりたいということで、以上、4つの活動につきまして、自主防災組織の設立、それから活動の推進を支援してまいりたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。2番。

○2番（渡邊啓子） 19ページ、2の1の10、④の（仮称）地域交流センター整備に要する経費の中の、12委託料、基本構想策定業務委託料1,000万円。これ、大分大きな金額だと思いますので、製本代等も含んでいるのかなど、中身を詳しくご説明をお願いします。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（館下憲一） 2 番議員さんにお答えいたします。

19 ページ、④の（仮称）地域交流センター整備の委託料、基本構想委託料 1,000 万円の内容でございますが、これにつきましては、設計業者のほうに参考見積りを依頼しまして、参考見積りを徴収してございます。それにつきましては、村の基本的な考え方、議会等でもお話ししておりますが、大山地区のほうに、公民館が大分老朽化しているということで、公民館機能を持った子育て支援センターを設置したいということでの、基本的な中身を申し上げて、それに関しての敷地については、幼稚園の西側の敷地を利用してやりたいということでの中身をそれぞれ考慮していただいて、基本的な構想でございますので、今後、実施になるとなれば、またさらに実施設計が計上して工事費も計上するというような流れになりますので、これはあくまでも基本的な、地域交流センター、公民館施設と子育て支援の両方を併せ持った施設を造りたいということでの基本的な設計の費用でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 2 番議員さんに補足で、予算の関係もありますので、私のほうからお話をさせていただきます。

前にも少しお話をさせていただきましたが、子育て支援センター単独で造った場合、大体5億ぐらいかかるという、基本的な設計をやったことがありまして、かなりかかると。これに交流センターが加われば10億近くいくんじゃないかというふうに考えられます。できるだけ少なくして、しかもできれば村の木材、もしくは福島県内の木材を多用したもので造っていききたいなということで、今までにないような建物になると、造り方ですね、形は単純でいいんですが。そういう木の香りのするような建物にしたいということもありますので、今までにないようにしっかりと基本構想、基本設計をつくっていききたいと。それに基づいて、来年度実施設計をして、早ければ再来年度建築という流れでいききたいと考えています。これについては、国・県等の、それから林野庁等の補助を確保してからという前提が付きませんが、そういう流れでいききたいということでございます。

この基本構想、基本設計については、市町村支援機構をお願いをする予定であります。先ほど課長が言った参考見積りは支援機構のほうから出てきた見積りです。通常は建築費の3%が基本構想と基本設計でかかるというのが普通のようなのですが、そうすると約3,000万になるわけですが、支援機構を通すことによって1,000万もしくはプラスアルファで造っていただけるという見積りをいただいておりますので、そちらのほうにお願いする予定で予算化をさせていただくということでございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。8 番。

○8 番（武田悦子） 14 ページ、総務費の中の一般管理費の委託料に例規整備支援業務委託料ございます。定年延長制度をスムーズに進めるためという説明いただきました。この地方公務員の定年延長制度というのが、どのような形で行われるのかの内容をお

聞かせたいというふうに思います。

次に、30ページ、一番下の農地費から31ページにかけてですが、多面的機能支払交付金、地域の5組織、広域の1組織に支払われる交付金となっておりますが、この多面的機能のこの事業の今後の在り方の方向性というんですか、広域化を進めていくというお話も伺っておりますが、この方向性について伺いたいと思います。

同じページ、一番下の観光費の中に、地域おこし協力隊、観光の振興に要する経費の中で地域おこし協力隊を採用して業務を行っていくというお話ございましたが、具体的にはどのような業務を今回の地域おこし協力隊にはお願いをするのかも含めてお願いします。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

地方公務員の定年制延長の内容というご質問でございます。

これに関しましては、もう既に5月、6月にかけて、衆議院、参議院それぞれ可決をいただいて法案のほうは成立をしているところでございますけれども、その法案は成立はいたしました、実際にどういった形で定年制を延長するのかという詳細につきましては、まだきちんとしたものは示されておられません。

今、私手元に持っておりますのが、定年引上げ関係の資料でございますけれども、これは総務省の公務員部のほうで作成したものでございます。まだ、この概要版が来ている段階でございます。今後は、各ブロック会議、これは東北ブロックとかそういったブロック会議の中で詳細に制度を詰めていって、その内容を各市町村のほうにQ&A方式で提供されると。このQ&Aの提供の時期が、おおむね11月というふうに示されております。その後、最終的にそのブロック会議等で詰めを行われまして、条例の例の提供を1月から3月にかけて市町村に示しますよというふうなスケジュールが来ております。

さらに今現在の国の方針としましては、令和5年3月退職者までは現行の60歳、したがって令和5年4月から令和7年3月までの、この2年間の退職者についてを、まずは61歳に引き上げると。以降、2年刻みで1歳ずつ引き上げを行って、最後の完成形としましては、令和13年4月以降の退職者については65歳というふうな案として示されております。そのほか、役職定年制の導入とか、そういった文言を示しておりますけれども、これについては、今後のブロック会議の中で詳細に詰めた後に、各市町村に提示をしたいということで示されております。

なお、定年制に該当しない職員については、現行の再任用制度を活用しながら、雇用の継続のほうについては、順次自治体の対応をなさというふうな今現在の内容でございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 産業課長。

○産業課長（渡辺雅彦） 8番議員さんにお答えいたします。

30ページから33ページにかけて、多面的機能支払交付金のほうの広域化の

今後ということでございます。

現在、5組織、それ以外の組織を1組織として広域化として取り組んでいるところでございます。5組織につきましては、今後5年で1期の周期になりますので、満期もしくはその途中でも結構なんですけれども、広域化のほうに移りたいということであれば、広域化のほうに含めて今後進めていきたいと。そのまま、単独組織のままその後も運営していきたいということであれば、その組織につきましては、その後も単独のままで活動を行っていただくというようなことで考えてございます。

以上です。

あと、33ページの、すみませんでした、地域おこし協力隊の件ですけれども、こちらに関しましては、今、民話茶屋のほうがコロナの関係もございまして営業を停止してございます。今後、民話茶屋のほうの後継者ということも検討していかなければいけないということで、その後継者に当たる方をこの地域おこし協力隊のほうでちょっと検討していきたいなというふうに考えてございまして、そのための募集ということで今回計上させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。11番。

○11番（押山義則） 19ページの地域交流センター、先ほども質問ございましたが、今、村長からも説明ございましたが、改めて確認したいんでありますが、これ多面的ないろんな角度からの補助を確保するための事業設定だと理解していいのか、その点確認しておきます。

それから、21ページ、男女共同参画推進計画、これ調査と策定の違いも伺いたいんですが、これはどのような計画内容で進めていくのか確認しておきます。

それから、25ページのこども広場の設計業務、これは委託先、公園の委託とか保育所の公園のそういうものの工事の設計とか何かになると特殊なところになるのかなと思うんですが、その辺の委託先はどのようなところを考えておられるのか伺います。

それから、31ページの農業振興費について伺いたいんでありますが、この直接補正するものとの関係ないんですが、今の米価の問題、これ質問する機会、この機会逃すとありませんので、ちょっと村長に確認しておきたいんですが、この農家支援の必要性、今、米価が大変下がっていて農家の方たち心配しておりますんで、この具体的な検討が必要だと思うんですが、答えられれば村長の考えを伺っておきたいんですが、どういう支援考えておられるか。

それから、もう一点、37ページ、先ほど質問ございました自主防災について。これ委員会の中でもいろいろ触れた問題であります、この自主防災の事業展開について全村的な広報と周知を願いたいんでありますが、その辺の考え方を改めて確認しておきます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えをいたします。

交流センターの関係です。これについては、今までとちょっと違う構造にしたいと。今の考え方だと鉄骨だけ骨組みにして、あと全部木材を使うか、それとも集成材を使って全て木材にするか、その辺も含めて強度の問題とかもありますので、総合的に、あと遊具をどういうふうにするかという内部の部分もありますので、従来の設計とはちょっと異なるということなので、支援機構を通してそういう実績のある方、建物が建ってその中に子どもの遊具が入っていて、遊び場が入ったこと、そういう設計をやったことがある方とか、そういう方について支援機構を通してお願いをしたいと考えています。当然それを受けて、補助金についても積極的に探すということの資料にしたいというふうに考えております。

それから、何ページだっけ、幼稚園 25 ページ、これについても当然初めてのことも公園を造るので、遊具のことも含めて子育て支援センターともリンクして考えていきたいと考えています。子育て支援センターの中にも子どもの遊び場ができますが、その前にも、そう広くありませんけれども、やっぱり子どもの遊び場を造りたいと、遊具を設置したいと。それとリンクして、その前段階として保育所の脇で遊具を設置して、それがどういうふうに使われるかも併せて調べていきたいということで、これも市町村支援機構のほうにお願いをしたいというふうに考えています。

それから、米価、米価の今後のことについては、予算には載っていないわけですが、もちろん、私就任直後にこういうこともありましたので、これについては県の支援の内容を確認し、そして県内市町村の動向もやはり参考にして、それなりのきちっとした支援は出していきたいというふうには現在考えております。

それから、37 ページの自主防災組織については、一遍に呼びかけても職員の対応がなかなか難しいということがありまして、最初のときには、何年か前には全村につくってほしいという、区長さんを通して説明をしたり、資料は一応全村的には出しております。全然反応がなかったんですね。それで今度はピンポイントで15区とそれから、5区の矢沢地区、この辺をまず優先的にやろうと。被害が起きる、もしくは起きるおそれの強いところということで、15区の一部のところでは話合いが始まったので、ちょっと時間はかかりましたが今年設立できる見込みが立ってきたと。区全体ではなくて地域的なものになりますけれども、で、立ち上がれば、そのときに助成できるように今回補正を組もうということですので、この40万は1か所の助成というふうになりますので。これ毎年、何か所かずつできるだけ多くつくっていただいて、最終的には全村的につくっていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 11 番議員さんにお答えいたします。

補正予算書、20 ページから21 ページの、男女共同参画の策定調査業務委託料と計画の策定業務委託料の件についてでございます。

こちらにつきましては、5年に1度の計画の見直しということで、現計画が最終年度、昨年ということになっていまして、今年度から新年度になるわけなんですけれど

も、こちらのほうで行うために今年度当初予算で査定の調査のほう、アンケート調査分の予算をいただいておりますが、そちら実際発注しまして、その請差が出ましたので、110万円を減額補正するものです。

さらに、調査のほうについても今回請差が出ましたので、これに合わせて年度内に策定のほうを委託して行っていきたいと考えております。実際の中身のほうになりますが、こちらは現計画ございますので、そちらを基本しまして、現在の男女共同参画について国のほうの指針等も出てございますので、そちらを加味した計画のほうを策定し、さらにアンケートの内容も十分に考慮した計画を策定していきたいと思っております。また、こちらについて、今後検討委員会等を実施して今年度中に策定をしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。5番。

○5番（松本 昇） 16、17ページの企画費の⑤定住促進対策に要する経費ということで、これ620万上がっているんですけども、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金、子育て世帯住宅取得支援事業ということで、これは何戸、例えば、1戸で何ぼとか2戸とかあると思うんですが、どういうあれなんでしょうか。

それと、45ページの体育施設費のプール・テニスコートの管理に要する経費で、10の施設修繕料、これはどういうふうなあれが、どういうところを修理するんだか、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） 政策推進課長。

○政策推進課長（館下憲一） 5番議員さんにお答えいたします。

17ページ、下段のほうになりますが、⑤の定住促進対策関係、これの今回の交付金の内訳でございますが、まず、来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金でございますが、予定としましては4戸ほど予定をしております。これにつきましては、金額がばらばらになります。まず、1番大きい金額の支援金が80万、これが2件ほど予定されるのではないかと。それから50万円のものが1件、20万円が1件となりますが、当初で240万円ほど計上しておりますので、今回支出予定の390万から引きますと、150万円の補正計上ということでございます。

その下段の子育て世帯住宅取得支援事務事業の補助金でございますが、これにつきましては、当初12件ほど予定しております。こちらそれぞれの事業、子育て世帯住宅と多世代同居住宅関係と住宅を新たに取得するということの3つの事業で、当初11件ほど予定してございましたが、5件ほど増が見込まれるのではないかとということで、当初予算から見込みを引きまして470万円の計上でございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 教育部長。

○教育部長兼生涯学習課長（作田純一） 5番議員さんにお答えいたします。

ページ44、45、プール・テニスコートの修繕関係でございます。

こちらにつきましては、プールの修繕ということでございまして、4か所ほど今予定してございます。プールの建屋内の暖房用のパネルジェネレーター、その修繕、そしてプールの循環ろ過器の修繕、同じろ過器の圧力計の修繕、そして最後にトイレの換気扇ということでの、4か所の修繕ということで計画してございます。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。6番。

○6番（佐原佐百合） 37ページ、中段の総合施設の整備に要する経費の12委託料、個別受信機取付等業務委託料なんですけれども、新しい家にはもちろんなんですが、アパートとか村営住宅、なんか、ないんだなんていうお話も聞いたんですが、そちらの関係はどうなっているのか伺いたします。

○議長（菊地利勝） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田春好） 6番議員さんにお答えをいたします。

アパートなどにお住まいの方につきましては、ご希望があれば受信機をお貸ししておりますけれども、外部アンテナ設置が必要な場合は、大家さんの了解が必要となっております。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。4番。

○4番（本多保夫） 31ページの上段ですが、新型コロナウイルスの集団接種、これについて1回目、2回目を含んでのこの金額だと思うんですが、何名を予定しているのか。また、中学生においては、親が代行で取るような状況ですが、なかなか取れないということなので、学校においての希望者に対して集団接種はできないのか。その辺をお答え願います。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 4番議員さんにお答えいたします。

補正予算書の28ページから29ページになりますが、12の委託料、ワクチン接種ということになります。今回予算化しているものは、12歳から15歳までの方が追加になりましたので、その方の分337名の分を追加してございます。トータル的には村民全体では延べ7,797人に現在のところとなっておりますが、転入、転出で若干流動はございます。

以上です。

大変失礼しました。

中学生についての学校での集団接種についてでございますが、こちらにつきましても、ご存じのとおり、ワクチン接種事業につきましては、二本松市さん、本宮市さんとともに、共同で実施してございます。当初実施するに当たっていろいろ検討した結果、学校で実施するということは、いろいろ家庭の事情とかもあるんで難しいということになりまして、個別接種または市町村が行う日曜集団接種で行うという形にさせていただきます。

ご指摘のとおり、中学生は取れないので保護者が取るということになってございま

して、実際、ご存じのとおり、予約が取れない状況になってございますが、当初、午前9時に予約を再開していたところを、今週の14日からは午後6時、18時からということにさせていただきました。なるべく保護者の方が取れるように配慮したところなのですが、予約枠と申しますか、1回に予約取れる人数が限られてございますので、なかなか取れない状況は続いております。

なお、今後、ワクチンの供給が安定的に来るようになりましたら、予約、接種枠を増やしまして、個別接種並びに集団接種で受けられる人数を増やして、何とか対応したいと考えてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、議案第59号「令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第４、議案第６０号「令和３年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。５番。

○５番（松本 昇） ８７ページ、６から７ページの原材料費、苗木等とありますが、その苗木の種類、杉とか松とかあると思いますが、その種類と、あと何本くらいのあれなのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） ５番議員さんにお答えをいたします。

財産関係の農林水産業費、こちらの財産管理関係の経費で原材料、苗木の本数というご質問でございます。

種類につきましては、ヒノキまたは杉ということで、現在はヒノキのほうを主に植栽をしておるところでございます。

なお、本数につきましては、現在その上段にございます委託料、森林環境整備委託料３００万を計上させていただいておりますが、この場所につきましては、歳入のほうで提案理由のほうでも申し上げておりますけれども、玉井第２委託林組合、今、皆伐を行いまして、そちらの立木のほうの処分を行っているところでございます。半分近くまでは伐採が完了しておりますが、梅雨時期を避けて一時作業は中断をされているというふうにお聞きしております。今後、皆伐、全部の木を伐採する作業を秋口に行うというふうにお聞きしております。このために、分収金としての歳入を受けております。それらの財源を充てまして、まず地ごしらえ等の作業を行うというのが環境整備の委託料でございます。

それに伴いまして、面積が約３．９５ヘクタールほどございます。これらの地ごしらえを行った後に苗木の植栽を行うということになりますけれども、それらの経費として、本数のほうは、植えられる場所をある程度特定をしまして、本数のほうは決定をしていきたいと。また、管理会の中で協議をいただいて植栽する苗木の樹種についても決定をいただくということになりますので、今現在はあくまでも計画による概算の計上ということになります。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。１１番。

○１１番（押山義則） まず、８５ページの立木売払代金の歳入から伺ってまいります。

これ、第２委託林組合からの立木売払からの分収金ということですが、今、部長ちょっとお話ししましたが、まだ終了していないと。これはこの立木売払代金については、全て立木の本数を完了して、全てこの委託林が終わった事業と理解してよろしいのか、それともまだこれから立木の伐採がこれから続きますね、その後に、またそれに対するこの２０％の財産区の取得分が発生するのか、その確認でございます。

それから、ただいまちょっと説明ございました８７ページ、森林環境整備委託料

300万と苗木、これ中身は伺いました。この委託林については、これで委託事業は完全に終わったと理解してよろしいのか、今後委託される考えはないのか、そのことの確認と、これが委託林組合から返還になった場合、今、面積的なことも説明ございましたが、かなり広大な土地が利用できるようになります。ただ、これをまたそのまま植林する考えのようでございますが、その辺の利活用については、もう少し検討する必要があるのではないかと考えております。面積的にも、それなりの面積ございまして、同じ地域の中で採草地にして活用している場所もありますし、また、利用の方法によっては、あの辺は稲作の培土に大変適した土が発生しているところでございます。貴重なものを、結局、村でこれから農業振興公社などやっていくのに、そういうものの活用とか何か考えられるものと私は今まで管理委員としまして、そう感じております。

ただ、植えるものについても、今、杉とかヒノキとかおっしゃられましたが、現実には道路の便とかなんか一番いい場所でございます。前にも提案したことございますが、野球球団などと打合せをするとアオダモの植栽など向こうは手を広げて待っております。やっぱりそういう捉え方の検討をする必要はないのでしょうか。

村長に伺いたいんでありますが、玉井財産区の在り方、その辺も含めましてうまく農業振興公社などとタイアップして、せっかくのいい土地でございますので、そういう利活用を考えていく必要が、村民もそういう期待をしているんじゃないかと思うんですが、その辺も改めて検討願いたいんでありますが。

以上です。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

財産区の場合には、基本的には管理会にお任せをしていると。私、管理者であります。一切口出しはしないというような状況でずっと管理をしてまいりましたので、基本的にはやはり歴史的な経過からいっても、玉井財産区ということで、旧玉井村の村有林のことで、その経過と組織の在り方から言えば、あまりその経営に大きな口出しは難しいかなと。これ反発されますと本来自分たちで議会をつくって独自で運営することができるという組織でもありますので、実際は経費がかかりますから難しいですけども、そういう組織なので、やはり気を使いながら運営をしてきたという経過がございます。ただ、今言われたように、振興公社ではやはり事業の一つとして売路については取り組みたいなど。すぐはできるかどうか分かりませんが、収益事業としてはやはりかなり有効だなというふうに考えておりますので。

あとは、そのバットの材料としてのアオダモ、あれは寒冷地ですね、北海道とか。この辺でできるかどうかも含めて検討させていただきたいと思いますが。

今の意見は、財産区の管理会のほうにはお伝えをしたいと思いますので、そういう可能性についても検討してくれということ。

以上です。

あと、将来的には収入が途絶える可能性は、ゴルフ場なんかは一番の今収入減です

ので、ただ、国産材が大分使えるようになってきましたので、基本的な管理のお金については、管理費については村から若干の支出程度で管理できるのかなというふうに、将来的には。例えばそういう収入がなくなってもできるのかなというふうに感じてはおりますが。なかなか先は見通せないという状況で、今しっかりと基金を増やしなから、将来に備えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 失礼いたしました。11番議員さんに、歳入関係についてお答えをしたいと思います。

85ページにあります立木売払代金、これについては、先ほど申し上げました玉井第2委託林組合の立木売払、それに係る分収金ということでございます。

これに関しましては、委託林組合のほうで業者のほうから事前に着工前に見積りを取って委託契約を結んでおります。金額のほうは、全て立木について高さと胴回り測って算出がなされております関係から、この額については基本的には変更ございません。先ほど申し上げました、まだ伐採途中ということでございますけれども、契約額に基づく分収金について計上をさせていただいております。この関係から、今後増額になるということはございません。この辺はご了解いただきたいと思います。

また、維持管理関係につきましては、事前にこれは27年度、1回目の1.3ヘクタールの皆伐が行われております。これは11番議員さんが在任当時の話でございます。こちらについては、既に苗木の植栽は完了しております。ご協力いただいて完了しております。これらを含めて今回の3.95ヘクタール、合わせますと5.25ヘクタールという一連の広大な土地になりますので、今、村長のほうから答弁されましたけれども、十分に検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菊地利勝） 11番。

○11番（押山義則） 村長より、いろんな答弁ございました。ただ、玉井財産区のそういう存在認識は理解しておりますが、ただ、もうこれ大玉村合併して大分たちます。玉井財産区の在り方もそれなりに村民の理解も、玉井地区については理解しているところではありますが、結局玉井財産区の会員は、玉井地区住民は全員が会員ということに、今そういう形で理解されているんだと思いますが、ただ財産区の在り方、そろそろ大玉村としての管理の仕方にメスを入れる時期ではないでしょうか。その辺を、たった今答弁を求めることではございませんが、そういう検討をやっぱりする時期になってきているんじゃないかと私自身感じるんです。

そして、もう一点は、今管理委員、いろんな形である程度の方に理解してもらって管理委員になっていただいておりますが、それについてもかなり地域によっては無理がきている、成り手がなくなっているような、そういう状況もありますので、その辺も含めた検討を願っておきたいと思います。

○議長（菊地利勝） 村長。

○村長（押山利一） 再度、お答えいたします。

11番議員さんは管理委員やられていたんで、法的なことはお分かりだと思いますが、これは一地方自治体としての法的な取扱いですから、あくまでも玉井地区の財産区ということで、これを広げることにはできないし、性格を変えることもできないと。逆に言うと、さっき言ったみたいに、独自で議会を持って独自で自治体として運営することができる組織ですので。ですから、これをなくすのには、玉井地区の全員の同意を得て財産を村に全部寄附する方法以外は、これを変える方法はないので、できる範囲の中で今の時代に合った形に、管理委員の皆さんにお願いをしながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第61号「令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第6、議案第62号「令和3年度大玉村土地取得特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、議案第63号「令和3年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） 歳入関係、保険事業の勘定で、118ページの7の市町村介護保険者努力支援交付金というのあるんですけども、以前、前もたしか伺ったような記憶あるんですけども、その努力ということの中身の支援金というものの意義づけ、あるいはどういうものが該当しているのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） 10番議員さんにお答えいたします。

ご質問の、市町村介護保険保険者努力支援交付金事業のこちらの中身についてでございます。

こちらについてですが、まず保険者努力交付金が令和2年度から開始されたんですが、その前には、保険者機能強化推進交付金とございまして、そちらと一体になって2つの事業を実施しております。中身についてでございますが、保険者努力支援交付金でございますが、令和2年度よりということで、公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるために、保険者機能強化交付金に加えて介護保険保険者努力支援交付金を創設し、介護予防、健康づくりなどに資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のめり張りづけを強化するということになってございます。簡単に申し上げますと、市町村がそれぞれやる事業、やったものに対して評価するということではございませんで、総合的に指標がありまして、そちら指標を基に国が予算化してい

る、令和３年度では４００億と全国であるんですが、そちらのほう、福島県に配分されたものを県がこちらの指標に沿って分析して、その金額を交付するという形になってございます。簡単にインセンティブ交付金とも言われてございます。

以上です。

○議長（菊地利勝） １０番。

○１０番（須藤軍蔵） 大体のところ分かったんですけども、指標があつてということですから、この指標というのは、例えばこういうこと、こういうこととあると思うんですけども、要するにお金を出すほうの覚えめでたい中身をやらないと駄目だということになるのかね。そこら辺の関係、もう一度お願いします。

○議長（菊地利勝） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（後藤 隆） １０番議員さんに再度お答えいたします。

指標ということでございますが、いろいろあるんですが、大きく６つの指標がございます。まずは、介護事業にかかわらず言われているところなんです、PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化、２つ目にケアマネジメントの質の向上、３つ目に多職種連携による地域ケア会議の活性化、４つ目に介護予防の推進、５つ目に介護給付適正化事業の推進、６つ目に要介護状態の維持、改善の度合いということで、それぞれいろいろ事業行っておるわけなんです、そちらのほうのこういった指標を加味して交付金が頂けるということになるので、こちらに合致するような事業を取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（菊地利勝） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第６３号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第８、議案第６４号「令和３年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第64号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第9、議案第65号「令和3年度大玉村水道事業会計補正予算
について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第10、議案第66号「大玉村教育委員会委員の任命について」
を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前１１時１５分といたします。

（午前１０時５７分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

（午前１１時１５分）

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１１、議案第５０号「令和２年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」から、議案第５７号「令和２年度大玉村水道事業会計決算認定について」までを一括議題といたします。

これより付託した決算審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。６番。

○決算審査特別委員会委員長（佐原佐百合） 報告いたします。

決算審査特別委員会報告書。

議長の命により、決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会に付託されました令和２年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、９月１０日に議場において決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、総務文教分科会、産業厚生分科会の２分科会を設置して審査することとしました。

９月１５日には決算審査特別委員会を開催し、全委員出席の下、分科会座長からの報告を受け、報告に対する質疑応答が行いました。

以下、分科会ごとの審査結果を報告します。

まず、総務文教分科会について報告します。

総務文教分科会においては、９月１３日、１４日に第２委員会室において全委員が出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、総務部長兼総務課長、政策推進課長、税務課長、教育部長兼生涯学習課長、教育総務課長、会計管理者兼出納室長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

総務文教分科会では、令和２年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳入全般、歳出は総務部、出納室及び教育委員会の所管に関する決算並びに他の分科会の所管に属さない事項の決算について、令和２年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について、令和２年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、総務部については、①庁舎等の維持管理事務事業について、役場は村の顔であり、日本で最も美しい村連合にも加盟していることから、敷地の環境美化は必要に応じ予算措置をし、時期を逃すことなく、常に気持ちのよい状態にされるよう努められたい。②ペルー共和国マチュピチュ村との交流が中断しているが、野内与吉頭

彰会も設立されており、それにふさわしい活動をすべきと考える。その前提として、交流再開に向けて最大限努力願いたい。

教育部については、①外国語教育について、小さい頃から英語に触れ、外国人と接する機会があることは重要であり、子どもたちの成長にとって大変意義のあることである。幼稚園から英語に親しめるような教育環境の整備を望む。②社会教育全般について、コロナ禍により事業の中止や規模縮小が続いている。この状況下でも実施可能な方法の検討と併せ、周知方法を工夫し、事業の実効性を高めてもらいたい。③文化財保護事務事業について、経年劣化等により案内看板の文字が薄れるなどの場所が散見される。至急、改善を図りたい。

以上のことをつけ加え、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

次に、産業厚生分科会について報告します。

産業厚生分科会においては、令和２年度歳入歳出決算認定議案を審査するため、９月１３日、１４日に第１委員会室において、全委員出席し、さらに付託事件について説明を受けるため、住民生活課長、健康福祉課長、再生復興課長、産業建設部長兼農業委員会事務局長、産業課長、建設課長に出席を求め、分科会を開催いたしました。

産業厚生分科会では、令和２年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について、歳出のうち住民福祉部、産業建設部及び農業委員会の所管に関する決算、令和２年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和２年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、令和２年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、令和２年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、令和２年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について、慎重なる審査を行いました。

その結果、住民福祉部については、①地域の安全・安心のため、要望に応じた防犯灯の設置を行うこと、また、緊急時に対応できる消防団員の拡充に向け、地域及び行政連携の上、新規団員の確保に努めること。②コロナ禍による受診控えで国保医療費が減少している現状を踏まえ、元気づくりシステム事業やフレイル予防運動推進事業を含め住民の健康管理に努めること。③社協へ委託となった地域包括支援センターの業務がより充実した内容となるよう、業務量の見直しをする等支援体制の拡充を図ること。

産業建設部については、①東日本大震災以降、米価が低迷している現状を踏まえ、コロナ禍でさらに疲弊している農業を下支えするため、農業機械等共同利用整備事業や収入保険の加入推進及び後継者問題へ取り組むとともに、農地中間管理事業の活用を図る等、遊休農地の解消に努めること。②コロナ禍により厳しい運営状況にあるアットホームおおたまについて、委託先と十分協議の上、健全運営に向けた取組に努めることとし、付託された全ての案件について、全委員一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたとの報告がなされました。

これらの報告を受け、各分科会座長に対し質疑を行いました。質疑はありません。

でした。

以上、決算審査特別委員会において慎重に審査した結果、付託された議案第50号から議案第57号までの令和2年度歳入歳出決算認定議案について、全委員一致をもって全議案とも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、決算審査特別委員会審査結果の報告といたします。

令和3年9月16日

決算審査特別委員会委員長 佐 原 佐百合

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

○議長（菊地利勝） ただいま決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

特別委員会委員長報告に対する質疑につきましては、議会の運営に関する基準第97の規定に基づき、特別委員会委員長に対する質疑を省略することになっております。

質疑を省略するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第12、議案第50号から議案第57号までの各議案について、順次討論並びに採決を行います。

議案第50号「令和2年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第51号「令和2年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５２号「令和２年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第５２号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５３号「令和２年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第５３号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５４号「令和２年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第５４号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５５号「令和２年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」をお諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第５５号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５６号「令和２年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第５６号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第５７号「令和２年度大玉村水道事業会計決算認定について」お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

これより議案第５７号を採決いたします。

本案に対する特別委員会委員長の報告は認定とするものです。

本案について特別委員会委員長報告のとおり認定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第１３、陳情第４号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書」を議題といたします。

本案について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。８番。

○産業厚生常任委員会委員長（武田悦子） 報告いたします。

産業厚生常任委員会報告書。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月7日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました陳情第4号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書」について審査するため、9月7日午後2時より大玉村役場第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聞き取りのため産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情について、コロナ禍における米の需要消失は令和元年産米の過大な在庫を生み、令和2年産米の市場価格は大幅に下落し、需要減少に歯止めがかからず、今年10月末には古米在庫が60万トンにも及ぶと試算され、36万トンの減産が実行されたとしても、来年の6月末在庫が250万トン規模となることが予想され、2年連続の米価下落にとどまらず、令和4年産米の価格も上昇することはかなわず、3年連続の米価下落も予想されるなど、大規模経営でも米作りから撤退することにつながりかねない状況です。

コロナ禍による需要減少分は、国が責任をもって過剰在庫を市場隔離すべきであること、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められるなどの意見が出されました。

当委員会では、これらを踏まえ、全委員一致をもって採択すべきものと決定しました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本陳情についての審査結果を報告いたします。

令和3年9月16日

産業厚生常任委員会委員長 武 田 悦 子

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

以上です。

○議長（菊地利勝） ただいま産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第4号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める陳情書」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第6号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書について」、議員派遣の件及び各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第6号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第6号、議員派遣の件及び各常任委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第1、議員発議第6号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。4番。

○4番（本多保夫） 議員発議第6号「新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年9月16日

大玉村議会議長 菊 地 利 勝 殿

提出者 大玉村議会議員 本 多 保 夫

賛成者 大玉村議会議員 鈴 木 康 広

提出先 内閣総理大臣、経済再生担当大臣、農林水産大臣

それでは案を朗読させていただきます。

新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書（案）

コロナ禍における米の需要「消失」は２０１９年産米の過大な在庫を生み、２０２０年産米の市場価格は暴落し、年末年始における感染者拡大と自粛要請、さらに緊急事態宣言の再発令により、需要減少に歯止めがかからず、２０２０年産米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

今年１０月末には、古米在庫が６０万トンにも及ぶと試算され、３６万トンの減産が実行されたとしても、効果自体が消散しかねない水準です。このままでは２０２１年産米の大暴落はもとより、来年６月末在庫が２５０万トン規模となることが予想され、２年連続の米価下落にとどまらず２０２２年産米価格も上昇することはかなわず、３年連続の米価暴落となれば、大規模経営でも米づくりから撤退することにつながりかねません。

コロナ禍により消滅した需要減少分は、国が責任をもって「過剰在庫」を市場隔離すべきであって、その責任を生産者・流通業者に押し付けることは許されません。政府による特別な隔離対策が絶対に必要です。

コロナ禍の中、各地で取り組まれているフードバンクには食料などを求めて多くの方が参加されてきます。富山県砺波市では昨年、ひとり親家庭等を支援するため児童手当受給世帯に「お米券」を支給し対応をしています。かつてない危機的事態の中で、苦しむ国民と農家への支援のために、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が緊急に求められます。

よって、国においては、下記事項について実現されるよう強く要望します。

記

１．コロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして市場から隔離し、需給環境を改善すると共に米価暴落に歯止めをかけること。

２．コロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食糧支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すること。お米券の支給など支援を行うこと。

３．国内消費に必要な外国産米（ミニウムアクセス米）について、国産米の需給に応じて輸入数量抑制を直ちに実行すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和３年９月１６日

福島県安達郡大玉村議会議員 菊地 利 勝

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地利勝） 議員発議第６号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第６号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第２、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 追加日程第３、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から所管事務のうち、おのおのの記載の事件の調査について、会議規則第７５条の規定に基づき、お手元にお配りしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審査は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和３年第４回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前１１時４５分）